

柳井地区広域消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

柳井地区広域消防組合 管理者 井原 健太郎

柳井地区広域消防組合（以下「組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、柳井地区広域消防組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、柳井地区広域消防組合女性職員活躍支援行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令61号）第2条に基づき、組合において、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、それに対する取組を実施する。

(1) 女性職員の増員

ア 目標

- ① 令和3年度から令和7年度までの5年間に、採用試験の女性受験者数を、平成28年度から令和2年度までの5年間の実績（0人）より2人以上引き上げる。
- ② 令和7年度までに、職員の女性割合を、令和2年度の実績（0.7%）より0.7%以上引き上げ、1.4%以上にする。

イ 取組（平成29年度から随時実施）

- ① 女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。
- ② 採用試験の実施について、教育機関の進路・就職担当部門に広く周知し、採用試験の女性受験者数の増加を図る。

(2) 女性職員のキャリアアップ支援

ア 目標

令和7年度までに、課長補佐相当職の女性職員の割合を、令和2年度の実績（0.0%）より10.0%以上引き上げる。

【各役職段階の職員の女性割合（令和3年4月1日現在）】

本庁部局長・次長 相当職	本庁課長 相当職	本庁課長補佐 相当職	本庁係長 相当職
0.0%	0.0%	0.0%	4.0%

イ 取組（平成29年度から随時実施）

- ① 結婚・出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。
- ② 女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ③ 係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ④ 女性職員のみを対象とする研修や外部研修への派遣を行う。
- ⑤ 育児休業の前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。